

令和3年

第12回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日時 令和3年12月27日 午前9時30分～  
場所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(17番中島 直樹委員、18番関 匡和委員)
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
- 日程 8 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 日程 9 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 11 その他

○令和4年1月19日（水）

- ・農業委員会事務局組織検討会、職員協議会役員会 14：00～  
【新潟市：グローバルビュー新潟】 〈局長〉

○令和4年1月25日（火）

- ・第1回農業委員会総会 14：00～  
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美		
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 1 名である。

推 6 番 林 秀夫

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	一之谷 浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(9時30分開会)

議長 令和3年第12回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出が推進委員6番林秀夫委員から出ていますのでこれを許します。したがいまして、本日の出席は農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名全員の出席ですので総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、17番中島直樹委員、18番関匡和委員にお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが何かありますでしょうか。農業委員17番中島直樹委員。

17番中島委員 おはようございます。先月25日の総会終了後、農作業賃金及び農業機械作業料金標準の作成委員会を開催しまし

た。出席者は各土地改良区の代表、農協、農業委員会の作成委員会委員です。会議の内容についてはお手元の資料のとおり、今年はスミ刈りを1,000円ということで設定を行いました。今までは話合いとしていましたが、なかなか農業者からいくらだと言いつらいし、このように設定したほうがいいのではないかという意見がありまして設定することになりました。金額については近隣の市の料金表を鑑みて決定しました。以上です。

議長

ただいまの中島委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、中島委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。農業委員6番山崎輝代委員。

6番山崎委員

おはようございます。令和3年度新潟女性農業委員等研修会と定例総会が去る12月7日、8日に新潟市の東映ホテルで行われました。当農業委員会からは女性委員3名で出席してきました。1日目は東京農業大学の国際食料情報学部教授の堀部様より遊休農地の発生防止と解消への取り組みについての講演をお聞きし、その後事例報告として自分たちの地域をみんなで守るを柏崎市農業委員、全国農地ナビを活用したあっせん・現地確認活動を阿賀野市農業委員から説明を受けました。そして、第20回定例総会を無事に終え、夕食の情報交換会に入り初代のにいがた女性農業委員の会会長からご来賓として出席いただいています。2日目は全国農業会議所事務局長の稲垣様の農業委員会を取り巻く情勢と女性委員への期待の講演をしていただき、大変有意義な、そして考えさせられた研修会でした。農地の利用最適化とは耕されている農地を耕せるうちに耕せる人につないでいくという言葉がとても印象的でした。また、1月から農業者年金の制度改正が行われますが若い農業者が加入しやすくなりますので1月2月と事務局からリストを

いただき、加入推進を少しでもできたらと思っています。  
以上です。

議長

ただいまの山崎委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、山崎委員ありがとうございました。  
ほかにありますでしょうか。推進委員 21 番水澤利徳委員。

推 21 番水澤委員

おはようございます。12月3日に南魚沼市役所本庁舎にて令和3年度青年農業者と農業委員会との懇談会が開催されました。当日は農業委員・推進委員が合計で10名、青年農業者が4名、JAみなみ魚沼青年部から1名、同じく営農指導課から1名、農業委員会事務局から2名の総勢18名が参加しました。はじめに農業委員会から農業委員会の業務についての説明、JAから令和3年度の作柄状況の説明があり、その後意見交換に移りました。意見交換では新規就農者へのサポート体制や農地の賃借料等について、農地集約など多方面に渡り様々な意見が交わされました。残念ながら懇親会は開催できませんでしたが、青年農業者の皆さんの意見を拝聴することができ大変有意義な懇談会となりました。以上、青年農業者と農業委員会との懇談会についての報告といたします。

議長

ただいまの水澤委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、水澤委員ありがとうございました。  
ほかにありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長

12月1日に、第2回農家組合方向性検討委員会につきましてJAみなみ魚沼本店で会議がございましたので出席してきました。私どものほかに農協が主催で、湯沢町も含めた各土地改良区、農済、市の農林課で会議を行いました。第1回目の会議では農家組合継続の方向で意思統一があったのですが、問題点や今後どうしていったらいいかというようななかで行政区の中に複数の農家組合があるようなところは合併するだとか、行政区の一役員として農家組合長を選任しているところもあるという話がありました。今後のスケジュールについてですが、12月中に農家組合長のところに問題点や今後の支援策等のアンケートを行いまして、それをもとに2月に農家組合長の会議を行って説明していくとのことで進んでいます。以上です。

議長

ただいまの報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、古藤局長お疲れ様でした。ほかに皆様方からございますでしょうか。

無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

**日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について**

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降4件の事実確認書を交付しています。担当が現地を確認したところ、いずれも転用目的どおりに完了していました。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について5ページからになります。こちらは38件です。

1番、2番ですが同じ借受人の案件です。いずれも借受人の都合による解約で、1番については1筆貸付予定があります。

3番、4番ですが申請人が同じ方の案件です。いずれも借受人の都合による解約で、契約期間が異なるため申請人は同じ方ですが別案件となっています。

5番、6番についても同じ申請人の案件です。いずれも借受人の都合による解約で、先ほど同様に契約期間が異なるため別々の解約案件となっています。

6ページに移りまして、7番、第三者へ贈与するための解約で、後ほど3条の申請があがってきます。

8番と9番が新潟県農林公社を仲介した契約の解約です。第三者との売買のための解約です。9番案件は5条申請済みということで後ほど転用の申請があがってきます。

10番、条件不利地のための解約で、非農地申請予定です。

11番から8ページの19番までが同じ借受人の案件です。法人への貸付のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

20番から22番まで借受人の都合による解約で、20番と22番については後ほど利用権の設定があがってきますし、21番は自作予定となっています。

23番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

24番、所有者の都合による解約で、後ほど3条の申請があがってきます。

25番から28番までが借受人の都合による解約です。26番から28番につきましては今後貸付予定です。

29番から12ページの34番までが同じ借受人の案件です。法人への貸付のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

35番、第三者との賃貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定と3条申請があがってきます。

36番、借受人の都合による解約で、解約後は自作予定で



す。

37番、所有者の都合による解約で、解約後は自作予定です。

38番、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

### (3) 使用貸借の解約について

15ページをご覧ください。こちらは7件です。

1番から3番までが第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

4番、農地を交換するための解約で、後ほどあっせんの申請があがってきます。

5番から7番までが第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

### (4) 農地法の適用を受けない事実確認について

20ページをご覧ください。非農地証明ですが、こちらは3件です。

1番、大月の登記が田と畑、現況が山林、用悪水路、原野の4筆1,012㎡です。資料は1-4ページをご覧ください。こちらの土地は過去に農地法上の農地から外れた土地でして、現地は11月17日に片桐委員さんからご確認いただいています。

2番、寺尾の登記が畑、現況雑種地の2筆527㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらの土地は道路状況、日照等の耕作条件が悪い農地のため耕作放棄地化したとのことです。農地でなくなった年月日については不詳です。現地は11月24日に高野委員さんからご確認いただいています。

3番、栃窪の登記が畑、現況が公衆用道路の1筆13㎡です。資料は7-8ページをご覧ください。こちらの土地は過去に農地法上の農地から外れた土地でして、現地は11月26日に上村正明委員さんからご確認いただいています。3件とも非農地証明を発行しています。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第1号報告を終わらせていただきます。

**日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について**

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

22ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が9件です。

1番、浦佐の田3筆13,681㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては11月26日に関代理、佐々木委員をご指名しています。申請人におかれましては市外居住で本市への居住予定が無いためのことです。

2番、二日町の田2筆3,458㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては11月26日に大平委員、青木委員をご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

3番、竹俣新田と片田の田4筆9,190㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては11月26日に原澤委員、上村良男委員をご指名しています。申請人におかれましては相続で取得した農地が自宅から離れているため処分したいとのことです。

4番、三郎丸と早川の田畑8筆10,249.31㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては11月30日に林委員、佐藤委員をご指名しています。申請人におかれましては離農のためとのことです。

5番、茗荷沢の田1筆2,773㎡、売買の申出です。あっ

せん委員といたしましては11月30日に駒形委員、小杉委員をご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

6番、山谷の田1筆1,508㎡、交換の申出です。あっせん委員といたしましては12月7日に青木委員、山本委員をご指名しています。申請人におかれましては耕作の利便性を高めるためとのことです。

7番、関の田2筆1,028㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては12月7日に田村委員、小野塚委員をご指名しています。申請人におかれましては耕作ができなくなったため処分したいとのことです。

8番、四十日の田1筆972㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては12月8日に中俣委員、高野委員をご指名しています。申請人におかれましては耕作ができなくなったため処分したいとのことです。

9番、君帰の田4筆2,673㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては12月8日に牛木委員、勝又委員をご指名しています。申請人におかれましては耕作ができなくなったため処分したいとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。

**日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

25 ページからになります。今月は 20 件の申請があがってきています。

154 番、売買による所有権移転です。寺尾の田 2 筆 2,176 m<sup>2</sup>で、こちらは 3 名の共有名義の土地で 2 名分の持分を残りの 1 人が買うという内容です。申請理由は経営規模拡大のためです。

155 番、売買による所有権移転です。五郎丸の田 1 筆 254 m<sup>2</sup>です。こちらは譲受人の自宅手前にある農地で、譲渡人は今回の申請で全農地の処分となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

156 番、贈与による所有権移転です。船ヶ沢新田と穴地新田、穴地の田畑 8 筆 7,266 m<sup>2</sup>です。両者は親子です。こちらは生前一括贈与となりまして、相続時精算課税制度を適用させたいとのこと。申請理由は親族から農地を譲り受けるためです。

157 番、贈与による所有権移転です。吉里の田 3 筆 3,051 m<sup>2</sup>です。こちらの土地は現在圃場整備事業中の農地です。譲渡人が財産処分の意向が強いため贈与で話がまとまったとのこと。申請理由は経営規模拡大のためです。贈与税については確認してあるとのこと。

158 番、贈与による所有権移転です。中の田 1 筆 481 m<sup>2</sup>です。こちらの土地は譲受人所有地と相分になっている農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。贈与税についても確認済みとのこと。

26 ページに移りまして、159 番、賃借権の設定です。期間は 10 年間です。青木新田と大杉新田の田 5 筆 4,544 m<sup>2</sup>です。申請理由は経営規模拡大のためです。

160 番、使用貸借権の設定です。茗荷沢の田 4 筆 11,867 m<sup>2</sup>です。両者は親子の関係です。期間は 10 年間で、申請理由は農業者年金受給のためです。

161 番、使用貸借権の設定です。茗荷沢と荒山、黒土の田畑 17 筆 22,177 m<sup>2</sup>です。両者は親子の関係です。期間は 10 年間で、申請理由は農業者年金受給のためです。

162 番、使用貸借権の設定です。浦佐の田畑 7 筆 19,810.10 m<sup>2</sup>です。両者は祖父とお孫さんの関係です。期間は 20 年間で、申請理由は農業者年金受給のためです。

163番、使用貸借権の設定です。上一日市と関の田4筆1,728㎡です。両者は親子の関係です。こちらは先ほど解約であがっていましたが、法人に貸し付けていた農地が法人の都合により解約されまして、息子に貸し付けるものです。期間は5年間で、申請理由は農業者年金受給のためです。

28ページの164番以降につきましては使用貸借権の再設定ですので説明は省略させていただきます。以上20件です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

**日程7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について**

議長

日程7 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

34 ページをご覧ください。今月の計画変更は2件ですが、関連案件となっておりますので一括してご説明します。

土地は美佐島の田1筆175㎡です。こちらは昭和51年12月26日に売買による所有権移転で農地法第5条の許可を得ています。資料は9-11ページをご覧ください。当初の計画アパート建築で許可を得ましたが、この度申請地を分筆しまして当初の計画どおりアパートを建築する土地と乗入通路として土地を売却するための事業計画変更承認申請があがっています。当初申請地は175㎡ありましたが、今回167㎡と10㎡に分筆されています。12番案件につきましては転用目的を変更せず、土地の面積を167㎡に変更するものです。13番案件の10㎡の土地についてですが、事業承継者の所有する建物への乗入通路が狭いということで事業承継するものです。また、売買による所有権移転も絡んできますので後ほど農地法第5条の申請があがってきます。こちらはすでに乗入通路として利用されていることから、事業承継者からは始末書を提出いただいています。分筆前と後で面積が異なっていますが、分筆測量の際に不一致となっているとのことです。こちらの土地は用途地域内の3種農地ですので原則許可案件です。

第2号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

**日程8 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について**

議長

日程8 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

36ページをご覧ください。今月の4条申請は1件です。18番、下原の畑1筆141㎡です。転用目的は住宅用地で、物置建築のためです。資料は12-14ページをご覧ください。この度、自宅を新築するため住宅の土地を調査したところ、物置として使っている敷地が農地であることが分かりまして申請いただいたものです。現在建っている物置は申請者のお父さんが建てたとのことで、隣接の宅地とまたがって建っています。また、消雪用のため池も作られており、始末書を提出いただいています。こちらの土地は2種農地ではございますが、集落に接続した生産性の低い小規模な農地を転用するものであり許可相当と考えています。

第3号議案については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議

案 農地法第4条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されました。

**日程9 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について**

議長

日程9 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

38ページからをご覧ください。今月の5条申請は全部で6件です。

87番、大崎の田1筆591㎡です。転用目的は住宅用地で、資料は15-17ページをご覧ください。申請の内容についてですが、現在居住している住宅が老朽化したため申請地を売買により譲り受けて一般住宅を新築したいとのことです。こちらの土地は2種農地ではございますが、集落に接続した生産性の低い小規模な農地を転用するものであり許可相当であると考えています。

88番、山口の畑1筆586㎡です。転用目的は住宅用地で、資料は18-20ページをご覧ください。申請の内容についてですが、こちらも売買により申請地を譲り受けて一般住宅として建築したいとのことです。こちらの土地は2種農地ではございますが、集落に接続した生産性の低い小規模な農地を転用するものであり許可相当であると考えています。

89番、藤原の田1筆250㎡です。転用目的は住宅用地で、資料は21-23ページをご覧ください。申請の内容についてですが、申請者は現在アパートに居住していますが住宅を取得したいということで申請地を売買により譲り受け



て一般住宅を建築するという内容です。こちらの土地は2種農地ではございますが、集落に接続した生産性の低い小規模な農地を転用するものであり許可相当であると考えています。

90番、美佐島の田1筆10㎡です。転用目的は通路用地です。こちらの申請につきましては先ほどの事業計画変更承認申請があがっていた案件ですので詳細な説明については省略させていただきます。もともとアパート建築敷地であった土地を一部分筆して所有権移転を受け、通路用地として利用したいとのことです。こちらの土地は用途地域内の3種農地ですので原則許可案件です。

91番、六日町の田2筆588㎡です。転用目的は住宅用地で、資料は24-26ページをご覧ください。申請の内容についてですが、譲受人は申請地を売買による所有権移転で取得しまして土地を造成し宅地分譲したいとのことです。来年の春に造成に着手しまして、資料26ページにあるように2区画を整備し販売したいそうです。転用目的が家を建てるためではなく、造成工事までの宅地分譲であります。用途区域内にある3種農地ですので宅地分譲でも許可相当となります。

92番、塩沢の畑1筆313㎡です。転用目的は住宅用地で、資料は27-29ページをご覧ください。申請の内容についてですが、譲受人は現在借家に居住されていますが申請地を譲り受けて一般住宅を建築したいとのことです。こちらの土地は用途地域内の3種農地ですので、原則許可案件です。

第4号議案については以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

38ページ 92番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。38 ページ 92 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、92 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2 番西野委員着席)

続いて、92 番案件を除く他の案件について質疑を行います。農業委員 8 番中島修委員。

8 番中島委員

87 番案件についてお伺いします。私は同じ大崎地区で、こちらの土地もよく知っています。大変水の便が良く、農振農用地から外れている土地です。安価で申請があがってきていますが、値段については相対での話で私どもがどうこういうべきではないと思っています。もし、これで売買が成立した場合に譲渡人へ一時所得が入るわけですが、この税金対策的なものはあるのでしょうか。あるのであればどのくらいあるのか、また、健康保険等への影響はあるのか無いのか。お答えできればお聞かせいただきたいと思っています。以上です。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長

売買に係る各種税金についてですが、こちらの転用による土地の譲渡についてですが基本的に税金の控除的なものは無いものと考えています。ですので、売却代金につきま

議 長

しては所得税、住民税の所得の中に含まれて計算がされることとなります。国民健康保険税については私も詳細は分かりませんが、同様に税額算定の金額にこちらの売却代金も加算されるものと思います。以上です。

ほかにございませんか。  
無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。92 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、92 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認されました。  
暫時休憩といたします。

(10 時 20 分休憩)

休憩前に引き続き、議事再開いたします。

(10 時 50 分再開)

日程 10 第 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) について

議 長

日程 10 第 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 5 号議案朗読)

41 ページからになります。今月の利用集積は所有権移転が 5 件、新規の賃借権の設定が 74 件、使用貸借の設定が 12 件、移転が 41 件、再設定が 162 件の合計 294 件と大変多く

なっていますのでかいつまんで説明をさせていただきます。

まず、所有権移転です。

714 番、茗荷沢の田 1 筆です。あっせん売買による所有権移転で、あっせんの結果借受人との売買が成立しています。

715 番、二日町の田 2 筆です。あっせん売買による所有権移転で、あっせんの結果こちらも借受人との売買が成立しています。

716 番、竹俣新田と片田の田 4 筆です。あっせん売買による所有権移転で、あっせんの結果こちらも借受人との売買が成立しています。

717 番と 718 番が関連案件となっています。それぞれ穴地新田の田 1 筆ずつです。こちらはあっせんの交換による所有権移転で、耕作の利便性を高めるための交換です。

続いて 42 ページの 719 番から 62 ページの 792 番までが賃借権の設定です。

719 番、五箇の田 6 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

720 番、浦佐の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 30,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

721 番、浦佐の田 2 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

722 番、浦佐の田 8 筆です。対価は 10 a 当たり 25,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

723 番、鰯島と芹田の田 2 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

724 番、浦佐と一村尾、九日町の田 6 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

725 番、九日町の田 4 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

726 番、九日町と今町の田 14 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

727 番、九日町と今町、城山新田の田 5 筆です。対価は全部で 7.5 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

728 番、今町と城山新田の田 21 筆です。対価は 10 a 当た

り 60 kgで、申請理由は経営規模拡大のためです。

729 番、柳古新田の田 2 筆です。対価は 10 a 当たり 72 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

730 番、茗荷沢の田 4 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

731 番、茗荷沢と黒土新田の田 2 筆です。対価は 10 a 当たり 25,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

732 番、桐沢の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 70 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

733 番、桐沢の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 70 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

734 番、雷土新田と雷土、芋赤、山崎新田の田 8 筆です。対価は 10 a 当たり 1.7 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

735 番、山崎新田の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 28,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

736 番、君帰の田 1 筆です。対価は総額 30,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

737 番、君帰の田 6 筆です。対価は全部で 3.5 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

738 番、川窪の田 7 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

739 番、川窪の田 2 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

740 番、六日町の田 2 筆です。対価は総額 15,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

741 番、西泉田の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

742 番、西泉田の田 2 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

743 番、西泉田の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

744 番、西泉田の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

745 番、原の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

746 番、畔地新田の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 17,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

747 番、中川の田 11 筆です。対価は 10 a 当たり 75 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

748 番、中川の田 4 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

749 番、宮の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

750 番、宮の田 11 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

751 番、津久野上新田と津久野の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

752 番、津久野の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

753 番、宮村下新田の田 1 筆です。対価は全部で 2.5 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

754 番、二日町の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

755 番、妙音寺の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 36,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

756 番、妙音寺の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 36,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

757 番、麓の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 13,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

758 番、野田の田 9 筆です。対価は全部で 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。なお、こちらの農地は条件不利地ということで対価は安めの設定となっています。

759 番、野田の田 1 筆です。対価は全部で 30 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらも前件同様に条件不利地のため対価が安めの設定となっています。

760 番、野田の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

761 番、四十日の田 5 筆です。対価は 10 a 当たり 72 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

762 番、四十日と宇津野新田、奥の田 13 筆です。対価は全部で 19.5 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

763 番、泉新田と宇津野新田の田 5 筆です。対価は全部で 8.5 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

764 番、泉新田と四十日の田 2 筆です。対価は全部で 2.5 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

765 番、四十日と宇津野新田の田 11 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

766 番、奥の田 2 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

767 番、塩沢の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 80 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

768 番、樺野沢の田 5 筆です。対価は全部で 4 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

769 番、大木六の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 25,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

770 番、五郎丸の田 5 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

771 番、仙石と徳田新田の田 5 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

772 番、仙石と徳田新田の田 5 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

773 番、仙石の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

774 番、徳田新田の田 4 筆です。対価は 10 a 当たり 15,000 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

775 番、舞子と五郎丸の田 4 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

776 番、仙石の田 5 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

777 番、舞子と五郎丸の田 2 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

778 番、五郎丸の田 9 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

779 番、万条新田の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

780 番、南田中の田 22 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

781 番、下一日市の田 15 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

782 番、南田中の田 4 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

783 番、上一日市の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

784 番、上一日市の田 3 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

785 番、上野と石打の田 11 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

786 番、三郎丸の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

787 番、早川の田 10 筆です。対価は 10 a 当たり 90 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

788 番、長崎の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

789 番、滝谷と吉山新田の田 9 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

790 番、滝谷の田 2 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

791 番、滝谷の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

792 番、滝谷の田 1 筆です。対価は 10 a 当たり 60 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

続いて、使用貸借権の設定です。

793 番、黒土新田の田 9 筆です。使用貸借権の設定ですので、対価についてはありません。申請理由は経営規模拡大のためです。

794 番から 803 番までが受け手が同じ法人の案件です。こちらについてはいずれも使用貸借権の設定ですので、対価についてはありません。申請理由は経営規模拡大のためです。なお、詳細についてはご覧のとおりです。

804 番、大沢の田 2 筆です。こちらも使用貸借権の設定ですので、対価についてはありません。申請理由は経営規模拡大のためです。

続いて、貸借権の移転です。



805 番から 808 番が同じ方の案件です。賃借権の移転で、耕作者が経営移譲をするための申請で後継者へ契約の残存期間を移転させるものです。土地所有者は備考欄のとおりです。なお、詳細についてはご覧のとおりです。

67 ページに移りまして、809 番から 811 番が同じ方の案件です。こちらも賃借権の移転で、耕作者が経営移譲をするための申請で後継者へ契約の残存期間を移転させるものです。先ほど同様に土地所有者は備考欄のとおりです。

68 ページに移りまして、812 番から 77 ページの 843 番までが同じ方の案件です。こちらも賃借権の移転で、耕作者が経営移譲をするための申請で後継者へ契約の残存期間を移転させるものです。先ほど同様に土地所有者は備考欄のとおりです。

844 番、こちらも賃借権の移転で、耕作者が経営移譲をするための申請で後継者へ契約の残存期間を移転させるものです。先ほど同様に土地所有者は備考欄のとおりです。

78 ページに移りまして、845 番、使用貸借権の移転です。こちらにつきましては法人化のため法人へ契約の残存期間を移転するという内容です。

846 番から 1007 番案件につきましては再設定ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 20 番桑原善和委員の除斥を求めます。

(推 20 番桑原委員退席)

44 ページ 727 番、728 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。44 ページ 727 番、728 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、727 番、728 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(推 20 番桑原委員着席)

続いて、推進委員 16 番高村英男委員の除斥を求めます。

(推 16 番高村委員退席)

56-59 ページ 775 番案件から 781 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。56-59 ページ 775 番案件から 781 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、775 番案件から 781 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(推 16 番高村委員着席)

続いて農業委員 12 番原澤眞委員の除斥を求めます。

(12 番原澤委員退席)

114 ページ 983 番案件について質疑を求めます。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。114 ページ 983 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、983 番案件については原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(12 番原澤委員着席)

続いて 727 番、728 番、775 番から 781 番、983 番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。727 番、728

番、775番から781番、983番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案は全て原案のとおり承認されました。

#### 日程11 その他

議 長

日程11 その他についてですが、皆様方からなにかございますでしょうか。農業委員15番井上秀樹委員。

15番井上委員

先ほどの休憩時間中に行いました幹事会より1点お知らせをいたします。

1 管外視察研修について  
以上です。

議 長

ただいまの井上委員の報告について、質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。  
ほかに皆様からありますでしょうか。無いようですので、本日の議案は全て終了しましたので総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(11時20分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年 2月 25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

---

会 議 録 署 名 委 員

中 島 直 樹

---

会 議 録 署 名 委 員

関 匡 和

---